

宮城県放射光施設関連企業立地促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、3 GeV 高輝度放射光施設 NanoTerasu を核としたリサーチコンプレックスの形成に向けて、企業の研究開発拠点等の立地を促進し、地域産業の活性化及び雇用の機会の増大を図り、県民生活の安定向上に資するため、県内で新たに放射光施設関連事業所を開設する企業に対し、その事業所設置等に要する経費について、予算の範囲内において宮城県放射光施設関連企業立地促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 奨励金 次に掲げる奨励金をいう。

- イ 投下固定資産等奨励金
- ロ 雇用奨励金

(2) 放射光施設関連事業所 次に掲げる事業所をいう。

- イ 主に日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する製造業又は学術研究、専門・技術サービス業のうち自然科学研究所又は知事が適当と認めるこれに類する業を行う事業所のうち、放射光施設ナノテラスを利用する研究開発拠点に該当するもの。
- ロ 主に日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する学術研究、専門・技術サービス業のうち、商品検査業、非破壊検査業、その他の計量証明又は知事が適当と認めるこれに類する業を行う事業所のうち、放射光施設ナノテラスの利活用に資する事業を行うオフィスに該当するもの。

(3) 開設 県外事業者が新たに県内に事業所を設置する場合又は県内事業者が事業拡張等のため新たに県内に事業所を設置する場合（移転は除く。）、若しくは新たに県内に事業所を設置して起業するものをいう。ただし、奨励金交付対象事業所内に転貸借等により設置するものは除く。

(4) 研究開発拠点 放射光施設関連事業所のうち、研究又は開発機能等を有する事業所をいう。

(5) オフィス 放射光施設関連事業所のうち、放射光施設ナノテラスの利活用に資する事業を行うための事業所をいう。

(6) 常時雇用者 県内で新たに事業所を開設する企業に雇用されている労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第21条各号に規定される者を除く。）のうち次の要件のいずれも満たす者であって、当該放射光施設関連事業所で雇用される者をいう。

- イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者である者

- ロ 新たに雇用された県内に住所を有する者または事業所の開設にあたり新たに県内に住所を有することとなった者
 - ハ 事業所で事業に直接従事する者（役員は除く。）
 - ニ 雇用期間の定めのない常勤の雇用形態により従事する者
- (7) 雇用者 県内で新たに事業所を開設する企業に雇用されている労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第21条各号に規定される者を除く。）のうち次の要件のいずれも満たす者であって、当該放射光施設関連事業所で雇用される者をいう。
- イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者である者
 - ロ 新たに雇用された県内に住所を有する者または事業所の開設にあたり新たに県内に住所を有することとなった者
 - ハ 事業所で事業に直接従事する者
- (8) 投下固定資産額 県内に放射光施設関連事業所を設置する企業が所有する当該事業所を構成する地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1項第9号に規定する固定資産課税台帳に登録された固定資産（家屋及び償却資産に限る。）（以下「固定資産」という。）の課税標準額をいう。

（奨励金交付対象事業所の指定の申請等）

第3 奨励金の交付を受けようとする者は、県内で新たに放射光施設関連事業所を開設する日（以下「開設日」という。）から起算して30日前までに、奨励金交付対象事業所指定（変更）申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、奨励金交付対象事業所の指定の申請をしなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 企業の概要を明らかにする書類
- (3) 事業所の図面
- (4) 最近3年分の事業報告書及び決算書
- (5) 法人にあっては、登記事項証明書及び定款の写し

2 知事は、前項の規定により指定の申請のあった放射光施設関連事業所のうち適当と認めるものを奨励金交付対象事業所として指定する。

3 前項の規定による奨励金交付対象事業所の指定後、指定の通知を受けた者が、事業計画等を変更する場合は、奨励金交付対象事業所指定（変更）申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、奨励金交付対象事業指定の変更の申請をしなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業所の図面

4 知事は、前項の規定による奨励金交付対象事業所の指定の変更の申請を適当と認めるときは、当該変更を承認する。

5 第2項の規定による指定及び第4項の規定による承認は、奨励金交付対象事業所指定（変更承認）通知書（様式第3号）によって通知するものとする。

(投下固定資産等奨励金)

第4 知事は、奨励金交付対象事業所のうち次の各号に掲げる合計額が1,000万円を超えるものを設置する者(以下「投下固定資産等奨励金交付対象事業者」という。)に投下固定資産等奨励金を交付する。

(1) 新設した奨励金交付対象事業所に係る固定資産の開設日の翌年の1月1日現在における投下固定資産額

(2) 新設した奨励金交付対象事業所の事業の目的のため賃借している土地、建物又は設備機器のそれぞれの賃貸借契約に係る賃借料の5年分相当額の合計額(当該賃貸借契約で1年に満たない期間がある場合は、当該賃貸借契約に係る1年に満たない契約期間の賃借料に365を乗じ、1年に満たない契約期間の日数で除した額を1年分相当額とする)

2 投下固定資産等奨励金の額は、別表に従い、奨励金交付率を乗じて得た額とし、右欄に掲げる交付限度額を限度とする。なお、基準日は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 投下固定資産に係る奨励金については、奨励金交付対象事業所の開設日の翌年の1月1日における投下固定資産額

(2) 賃借料に係る奨励金については、奨励金交付対象事業所の開設日から起算して1年間の土地賃借料(賃借に付随する諸経費を除く。)、建物賃借料(賃借に付随する諸経費を除く。)及び設備機器賃借料の合計額

3 投下固定資産等奨励金交付対象事業者が、投下固定資産等奨励金の交付対象となる投下固定資産、土地賃借料、建物賃借料及び設備機器賃借料を対象として県から投下固定資産等奨励金以外の補助金等を交付される場合は、第1項の規定による合計額から当該補助金等の対象経費額を減じるものとする。

4 投下固定資産等奨励金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

5 知事は、投下固定資産等奨励金の交付に当たり条件を付することができるものとする。

6 投下固定資産等奨励金は、奨励金交付対象事業所が開設した年の翌年の4月1日以降に交付するものとする。

7 知事は、投下固定資産等奨励金の交付申請額の総額が当該年度の予算額を超えるとときは、当該年度における投下固定資産等奨励金交付対象事業者の投下固定資産等奨励金の額を減額し、及び当該年度の翌年度又は翌翌年度に交付することがある。

8 政令市及び中核市を除く市町村に奨励金交付対象事業所を開設する場合、前項までの規定中、「1,000万円」とあるのは、「150万円」とする。

(投下固定資産等奨励金の交付の申請等)

第5 投下固定資産等奨励金交付対象事業者が投下固定資産等奨励金の交付を受けようとするときは、知事が指定した日までに次の各号に掲げる額に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、投下固定資産等奨励金交付申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(1) 第4第2項第1号に掲げる額 固定資産評価証明書

- (2) 第4第2項第2号に掲げる額 第4第1項第2号に規定する賃貸借契約の写し
- 2 投下固定資産等奨励金交付申請書は、規則第12条第1項の補助事業等実績報告書を兼ねるものとする。

(投下固定資産等奨励金の返還)

- 第6 知事は、規則第6条の規定により投下固定資産等奨励金の交付の決定の通知を受けた者（以下「投下固定資産等奨励金交付決定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当したときは、投下固定資産等奨励金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- (1) 虚偽の方法により奨励金の交付を受けたとき
- (2) 第4第5項の規定により付した条件に違反したとき
- (3) 投下固定資産等奨励金の交付の決定の通知を受けた日から5年以内に当該交付決定に係る奨励金交付対象事業所の営業を中止、廃止又は縮小したとき
- (4) その他法令に違反する行為を行ったとき
- 2 投下固定資産等奨励金交付決定者は、前項第2号及び第3号に該当したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(雇用奨励金)

- 第7 知事は、奨励金交付対象事業所のうち、次の各号に掲げる基準日において常時雇用者の数が3人以上であるものを設置する者（以下「雇用奨励金交付対象事業者」という。）に、それぞれ当該各号に定める額（当該額が負となる場合にあっては、零）を雇用奨励金として交付する。
- (1) 開設日から1年を経過した日（以下「1年経過日」という。）
- 1年経過日における常時雇用者の数に30万円（県内の教育機関を新たに卒業する者を常時雇用者として雇用する場合は60万円。雇用者が雇用期間の定めのある労働者である場合は15万円。以下同じ。）を乗じて得た額
- (2) 開設日から2年を経過した日（以下「2年経過日」という。）
- 1年経過日において常時雇用者の数が3人以上である場合にあっては2年経過日における常時雇用者の数から1年経過日における常時雇用者の数を減じた額に30万円を乗じた額、1年経過日において常時雇用者の数が3人未満である場合にあっては2年経過日における常時雇用者の数に30万円を乗じて得た額。
- (3) 開設日から3年を経過した日（以下「3年経過日」という。）
- 1年経過日又は2年経過日において常時雇用者の数が3人以上である場合にあっては3年経過日における常時雇用者の数から1年経過日又は2年経過日における常時雇用者の数のうちいずれか大きい数を減じた額に30万円を乗じた額、1年経過日及び2年経過日において常時雇用者の数が3人未満である場合にあっては3年経過日における常時雇用者の数に30万円を乗じて得た額
- 2 第1項の規定による雇用奨励金の交付限度額は、同項各号の基準日ごとにそれぞれ1,000万円とする。
- 3 知事は、雇用奨励金交付対象事業者が、雇用奨励金の交付対象となる常時雇用者又は雇用者を対象として県から雇用奨励金以外の補助金等を交付される場合は、第1項

の規定による雇用奨励金の合計額から雇用奨励金以外の補助金等の額を減じて得た額を交付するものとする。

- 4 雇用奨励金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 5 知事は、雇用奨励金の交付に当たり条件を付することができるものとする。
- 6 知事は、雇用奨励金の交付申請額の総額が当該年度の予算額を超えるときは、当該年度における雇用奨励金交付対象事業者の雇用奨励金の額を減額し、及び当該年度の翌年度又は翌々年度に交付することがある。

(雇用奨励金の交付の申請等)

第8 雇用奨励金交付対象事業者が雇用奨励金の交付を受けようとするときは、知事が指定した期日までに、次の書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 雇用奨励金交付申請書(様式第5号)
- (2) 常時雇用者一覧表(様式第6号)
- (3) 増設以前の雇用者一覧表(様式第7号)(雇用奨励金の交付に係る奨励金交付対象事業所が増設の場合に限る。)
- (4) 雇用者一覧表(様式第8号)

2 雇用奨励金交付申請書は、規則第12条第1項の補助事業等実績報告書を兼ねるものとする。

(雇用奨励金の返還)

第9 知事は、規則第6条の規定により雇用奨励金の交付の決定の通知を受けた者(以下「雇用奨励金交付決定者」という。)が、次の各号のいずれかに該当したときは、雇用奨励金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) 虚偽の方法により奨励金の交付を受けたとき
- (2) 第7第5項の規定により付した条件に違反したとき
- (3) 3年経過日における常時雇用者の数が1年経過日又は2年経過日における常時雇用者の数のうちいずれか大きい数より小さいとき
- (4) 3年経過日から雇用奨励金の交付の決定の通知を最初に受けた日から5年を経過した日までの間に常時雇用者数が3年経過日の常時雇用者の数に比較し著しく減少したとき
- (5) その他法令に違反する行為を行ったとき

2 雇用奨励金交付決定者は、前項第2号から第4号までのいずれかに該当したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

3 雇用奨励金交付決定者は、雇用奨励金の交付の決定の通知を最初に受けた日から5年間、次の各号に掲げる書類を備え付けなければならない。

- (1) 雇用契約書の写し
- (2) 雇用保険への加入状況を証する書類
- (3) 住民票抄本の写し若しくは謄本の写し又はこれに準ずる書類

(奨励金の確定)

第10 投下固定資産等奨励金又は雇用奨励金の交付の決定の通知は、規則第13条の規定による補助金等の額の確定の通知を兼ねるものとする。

(奨励金交付対象事業所の変更)

第11 第3の規定による奨励金交付対象事業所指定申請書の提出後、奨励金の交付の決定の通知を受けた日から5年を経過するまでの間に登記事項や計画内容等に重要な変更があった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(承継)

第12 投下固定資産等奨励金交付対象事業者又は雇用奨励金交付対象事業者が、合併、譲渡、相続その他の事由により、投下固定資産等奨励金又は雇用奨励金の交付の決定の通知を最初に受けた日から起算して5年以内に奨励金交付対象事業所に係る事業を承継させようとする場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

2 前項の場合において、知事は、投下固定資産等奨励金又は雇用奨励金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

(書類の提出等)

第13 この要綱により知事に提出する書類の部数は、1部とし、新産業振興課に提出するものとする。

2 知事は、第3第1項に規定する奨励金交付対象事業所指定申請書の提出があったときは、その内容について、事業所の所在する市町村の長に対し、意見を求めることができる。

(雇用状況の報告)

第14 雇用奨励金交付決定者は、雇用奨励金の交付の決定の通知を最初に受けた日が属する年度から5か年度間、各年度末に、当該交付の対象となった事業所の雇用状況等について、様式第9号により報告しなければならない。

2 前項の規定によるほか、知事は、必要に応じて、雇用奨励金の交付の決定の通知を受けた者に対し、雇用奨励金の交付の決定の通知を最初に受けた日が属する年度から5か年度間、交付の対象となった事業所の雇用状況等について報告を求めることができる。

(その他)

第15 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該奨励金に係る予算が成立した場合に、当該奨励金にも適用するものとする。

別表（第4関係）

奨励金交付率		奨励金 交付限度額
投下固定資産額に 対するもの	賃借料に対するもの	
1 / 10	1 / 3	1,000万円

奨励金交付対象事業所指定（変更）申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所

氏名

（法人にあっては主たる事業所の所在、名称及び代表者の氏名）

（電話番号）

宮城県放射光施設関連企業立地促進奨励金交付要綱第3第2項（第3第4項）の規定による指定（変更承認）を受けたいので、下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書
- 2 企業の概要を明らかにする書類（※）
- 3 事業所の図面
- 4 最近3年分の事業報告書及び決算書（※）
- 5 法人にあっては、登記事項証明書及び定款の写し（※）
- 6 オフィスの賃貸借契約書の写し（賃貸借の場合のみ）

※変更申請の場合は不要とする。

本申請書に関する担当者	所属
	役職
	氏名
	電話

事業計画書

1 事業所の名称

2 事業所の所在地

3 事業所の規模 面積 ㎡

4 事業所の業務形態

(1) 設置形態

自社ビル等購入 オフィス賃借

(2) 業務形態

研究開発拠点 オフィス

(3) 業務の内容

5 開設年月日 年 月 日

6 計画雇用者数

開設時		開設1年経過時		開設2年経過時		開設3年経過時	
常時雇用者	有期雇用者	常時雇用者	有期雇用者	常時雇用者	有期雇用者	常時雇用者	有期雇用者
人	人	人	人	人	人	人	人
(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)

※ 常時雇用者は、正規雇用（雇用者が使用者の元で常勤（フルタイム）により従業する、期間を定めない雇用形態）されている者を指す。

※ 有期雇用者は、雇用保険に加入している一般被保険者のうち、雇用期間の定めがある者を指す。

※ () 内は、開設に伴い新たに雇用する者の数。

7 主たる投下固定資産等（オフィス賃料等も含む）

区 分	名 称	所 有 者	投 資 額
			円
			円
			円
			円
合 計			円

8 奨励金の交付申請予定について

投下固定資産等奨励金＋雇用奨励金

投下固定資産等奨励金のみ 雇用奨励金のみ

奨励金交付対象事業所指定(変更承認)通知書

第 号
年 月 日

(申請者) 殿

宮城県知事 印

年 月 日付けで申請のありました奨励金交付対象事業所の指定(指定変更)については、宮城県放射光施設関連企業立地促進奨励金交付要綱第3第2項(第3第4項)の規定により、下記のとおり指定(承認)します。

記

- 1 事業所の所在地
- 2 事業所の名称
- 3 指定の条件

投 下 固 定 資 産 等 奨 励 金
交 付 申 請 書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所
氏名

(法人にあつては主たる事業所の所在、名称及び代表者の氏名)
(電話番号)

下記のとおり奨励金交付対象事業所の投下固定資産相当額が交付要件を満たしますので、宮城県放射光施設関連企業立地促進奨励金交付要綱第5第1項の規定により、投下固定資産等奨励金 円を交付されますよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 投下固定資産相当額の内訳

種 類	算 定 額
投下固定資産（固定資産評価証明書）	円
賃借料（5年分相当額）	円
建物賃借料（5年分相当額）	円
設備機器賃借料（5年分相当額）	円
合 計	円

- 4 交付申請額の内訳

種 類	申 請 額
投 下 固 定 資 産 分	円
賃 借 料 分	円
合 計	円

- 5 振込口座

- (1) 金融機関（店舗）名
- (2) 口座番号（普通・当座の別）
- (3) 口座名義人（フリガナ）

- 6 添付書類

- (1) 投下固定資産に係る奨励金 固定資産評価証明書
- (2) 賃借料に係る奨励金 奨励金交付対象事業所に係る土地、建物及び設備機器の賃貸借契約書の写し

雇 用 奨 励 金
交 付 申 請 書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所

氏名

（法人にあつては主たる事業所の所在、名称及び代表者の氏名）

（電話番号）

下記のとおり労働者を雇用しましたので、宮城県放射光施設関連企業立地促進奨励金交付要綱第8
第1項第1号の規定により雇用奨励金 金 円を交付されますよう関係書類を添え
て申請します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 常時雇用者数

基準日	常時雇用者数	うち県内教育機関の新 卒者	有期雇用者数
1年経過日	人	人	人
2年経過日	人	人	人
3年経過日	人	人	人

4 振込口座

- (1) 金融機関（店舗）名
- (2) 口座番号（普通・当座の別）
- (3) 口座名義人（フリガナ）

5 添付書類

- (1) 常時雇用者一覧表（様式第6号）
- (2) 増設以前の雇用者一覧表（様式第7号）（増設の場合に限る）
- (3) 雇用者一覧表（様式第8号）
- (4) 雇用契約書の写し
- (5) 雇用保険への加入状況を証する書類
- (6) 住民票抄本の写し若しくは謄本の写し又はこれに準ずる書類
- (7) 卒業を証明する書類（県内教育機関の新卒者に限る。）

奨励金交付対象事業所雇用状況報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

報告者住所

氏名

〔 法人にあつては主たる事業所の
所在、名称及び代表者の氏名 〕

（電話番号）

下記のとおり雇用しておりますので、宮城県放射光施設関連企業立地促進奨励金交付要綱第14第1項の規定により報告します。

1 事業所名

2 雇用状況（ 年3月末現在）

正規雇用	非正規雇用	派遣労働者	合計
人	人	人	人
（ 人）	（ 人）	（ 人）	（ 人）

※ （ ）内は、新規雇用者の数

※ 正規雇用とは、雇用者が使用者の元で常勤（フルタイム）により従業する期間を定めない雇用形態を指す。

※ 非正規雇用とは、有期契約労働者（雇用期間の定めのある労働）、パートタイム労働（1週間の所定労働時間が通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働）など正規雇用以外の雇用形態を指す。

※ 派遣労働者とは、派遣法に基づく派遣により派遣先で就労する労働を指す。

宮城県放射光施設関連企業立地促進奨励金
対象事業所指定申請書関係書類 1

企業の概要を明らかにする書類

1 会社名

2 代表者 職・氏名

3 本社所在地

(登記上の所在地)

4 資本金 百万円 (年 月現在)

5 設立年月日 年 月 日

6 決算期 年 回 月 日

7 上場、非上場の別 上場 (第 部) 、 非上場

8 会社の経歴

9 主要営業内容

10 役員 職・氏名

11 事業所（全社）

名 称	所 在 地	事 業 内 容	占有面積	従業員数
			m ²	人

12 全従業員

(年 月 日現在)

	常時雇用者	短時間労働者	派遣労働者	合 計
男	人	人	人	人
女				
計				

※ 常時雇用者は、正規雇用（雇用者が使用者の元で常勤（フルタイム）により従業する、期間を定めない雇用形態）されている者を指す。

※ 短時間労働者は、1週間の所定労働時間が20時間未満の雇用形態を指す。

※ 派遣労働者とは、派遣法に基づき受け入れている労働者を指す。

13 主要取引先

_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____

14 主要株主

氏 名 又は法人名	持 株 数		氏 名 又は法人名	持 株 数	
	株	%		株	%

15 業績（最近3か年）

営 業 年 度	売 上 高	利 益	配 当
年 月 年 月 ・ ~ ・	百万円	百万円	%
・ ~ ・			
・ ~ ・			

16 系列企業

_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____

宮城県放射光施設関連企業立地促進奨励金
参考様式（第 1 1 関係）

承継する企業の概要を明らかにする書類

1 会社名

2 代表者 職・氏名

3 本社所在地

(登記上の所在地)

4 資本金 百万円 (年 月現在)

5 設立年月日 年 月 日

6 決算期 年 回 月 日

7 上場、非上場の別 上場 (第 部) 、 非上場

8 会社の経歴

9 主要営業内容

10 役員 職・氏名

11 事業所（全社）

名 称	所 在 地	事 業 内 容	占有面積	従業員数
			m ²	人

12 全従業員

(年 月 日現在)

	常時雇用者	短時間労働者	派遣労働者	合 計
	人	人	人	人
男				
女				
計				

※ 常時雇用者は、正規雇用（雇用者が使用者の元で常勤（フルタイム）により従業する、期間を定めない雇用形態）されている者を指す。

※ 短時間労働者は、1週間の所定労働時間が20時間未満の雇用形態を指す。

※ 派遣労働者とは、派遣法に基づき受け入れている労働者を指す。

13 主要取引先

_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____

14 主要株主

氏名 又は法人名	持株数		氏名 又は法人名	持株数	
	株	%		株	%

15 業績（最近3か年）

営業年度	売上高	利益	配当
年月 年月	百万円	百万円	%
・ ～ ・			
・ ～ ・			
・ ～ ・			

16 系列企業

_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____

宮城県放射光施設関連企業立地促進奨励金
参考様式（第 1 1 関係）

承継する事業所の概要を明らかにする書類

